

(2) 地域の就労支援機関の役割と今後の在り方

- ア ハローワークは、地域のネットワークの構築に中核的な役割を果たすとともに、関係機関と連携して支援を行うために、支援機関等に対するコーディネート力を高めることが適当
- イ 障害者就業・生活支援センターは、全障害保健福祉圏域への計画的かつ早急な設置が必要
- ウ 地域障害者職業センターは、今後は、地域の就労支援機関に対する助言・援助等の業務を本格的に実施し、地域の就労支援力の向上を図ることが適当
- エ 障害者雇用支援センターは、就労移行支援事業に移行し、これまで蓄積してきた訓練ノウハウや地域において果たしてきた機能を継承することが適当

(3) 就労支援を担う人材の育成・確保の在り方

- 就労支援を担う人材に必要なスキル・能力をレベルごとに明確化するとともに、育成方法や能力評価の仕組み等について幅広い見地から検討することが適当

4 その他の諸課題

(1) 企業グループにおける障害者雇用の促進等

- 特例子会社がない場合でも、企業グループ全体として実雇用率を算定することができる特例を設けることが適当

(2) 障害者雇用に関する助成金の見直し

- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、中小企業により重点を置いた実施、物的支援から人的支援への重点化を図るとともに、助成金制度全体において支給期間、上限額及び対象となる障害者の数等の適正化等を図ることが適当

(3) 除外率の引下げによる障害者雇用の促進

- 除外率制度については、法律の規定等に沿って、段階的に引き下げ、廃止を目指すという基本的方向に基づき、今回、一定の引下げを行うことが適当

(4) 障害者雇用率等の見直し

- 障害者雇用率については、今後、短時間労働の雇用義務化や除外率の引下げといった制度改正が実施されることを前提とすれば、現行のとおりとすることが適当

(5) 精神障害者等に対する雇用支援

- 精神障害者については、精神障害者の特性に応じ、予算措置などによる雇用支援の一層の推進、充実を図ることが適当

- 発達障害者、難病のある者等については、それぞれ、支援について検討していくことが適当

(6) 障害者権利条約の締結に向けた検討

- 条約における職場における合理的配慮の提供等の規定について、障害者雇用促進法制においてどのような措置を講ずべきかについては、十分な議論が必要であることから、労使、障害者団体等を含めて、考え方の整理を早急に開始し、必要な環境整備などを図っていくことが適当

労働政策審議会障害者雇用分科会委員等名簿

[平成19年12月1日現在：五十音順]

(公益代表)

○今野浩一郎	学習院大学経済学部経営学科教授
岩村正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
菊池恵美子	首都大学東京健康福祉学部教授
佐藤博樹	東京大学社会科学研究所教授
平木典子	東京福祉大学大学院社会福祉学研究科教授
松矢勝宏	目白大学人間学部子ども学科教授

(労働者代表)

泉田和洋	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会書記長
高橋睦子	日本教職員組合中央執行副委員長
豊島栄三郎	国公関連労働組合連合会副中央執行委員長
野村泰弘	全日本自動車産業労働組合総連合会副会長
長谷川裕子	日本労働組合総連合会総合労働局長

(使用者代表)

飯ヶ谷清明	株式会社日立製作所労政人事部長
大島博	株式会社千疋屋総本店代表取締役社長
斉藤好	花椿ファクトリー株式会社代表取締役
新澤昌英	福島県中小企業団体中央会会長
輪島忍	社団法人日本経済団体連合会労政第一本部 雇用管理グループ長

(障害者代表)

鈴木孝幸	社会福祉法人日本盲人会連合情報部長
副島宏克	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会理事長
館あきお	西南学院大学人間科学部教授
松井逸朗	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事

(五十音順・敬称略)

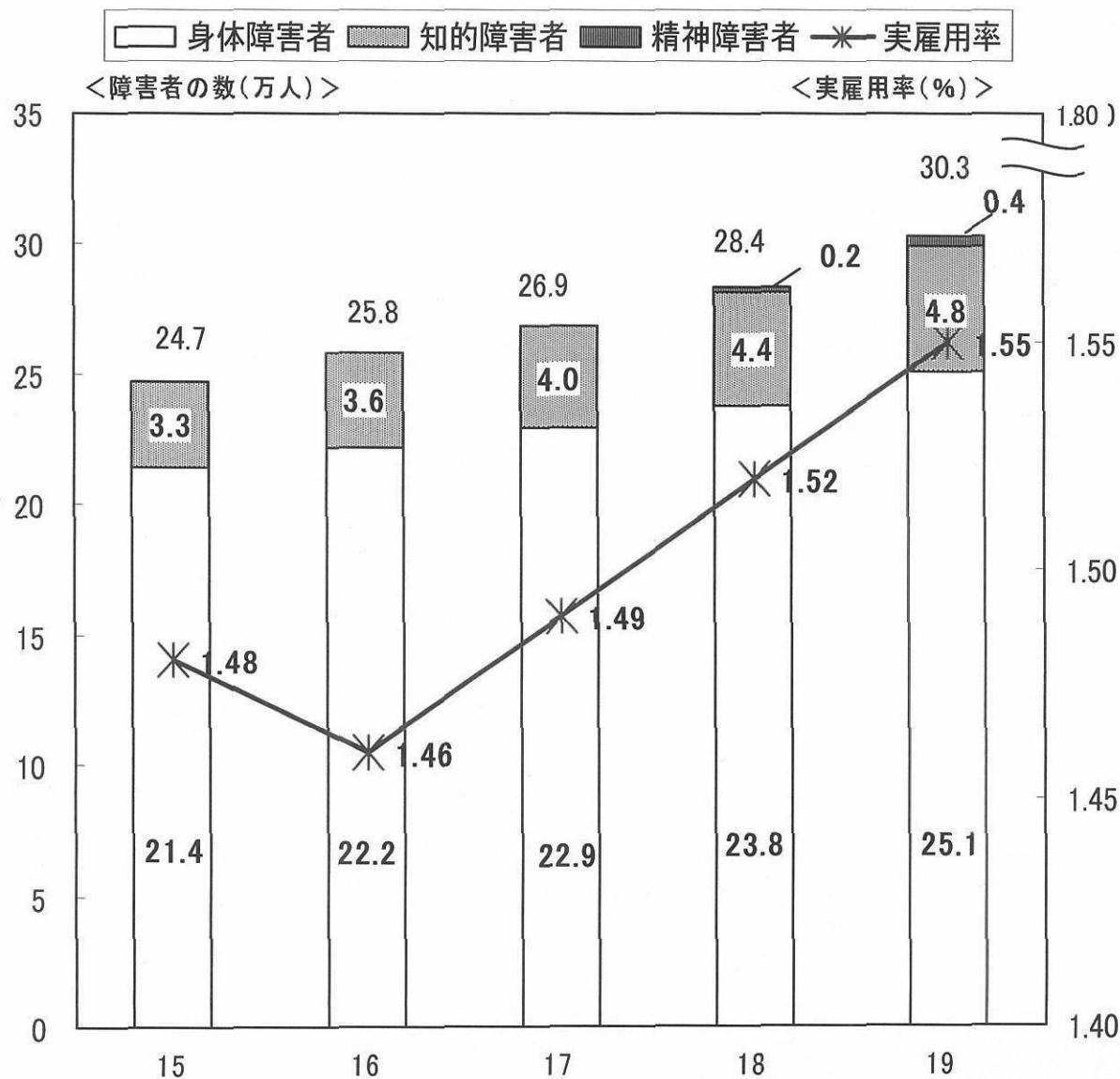
注) ○印は分科会長。

障害者雇用分科会の開催実績

- 8月27日(月)
【第22回】
- (1) 障害者雇用をめぐる現状と課題について
 - (2) 障害者雇用対策の充実・強化について
 - (3) 検討項目及びスケジュールについて
- 9月18日(火)
【第23回】
- 多様な雇用形態に対応する障害者雇用率制度の在り方について
- 9月26日(水)
【第24回】
- (1) 中小企業における障害者の雇用促進について
 - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について(諮問)
- 10月10日(水)
【第25回】
- (1) 福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の強化について
 - (2) 障害者権利条約について
- 10月24日(水)
【第26回】
- (1) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の見直しについて
 - (2) 除外率の引下げについて
 - (3) 精神障害者の雇用支援について
- 11月6日(火)
【第27回】
- (1) 障害者の派遣労働について関係者からのヒアリング
(社団法人 日本人材派遣協会 松田雄一専務理事)
 - (2) 難病患者に対する雇用支援について
 - (3) 発達障害者に対する雇用支援について
 - (4) 今後の障害者雇用対策について検討すべき具体的論点(素案)について
- 11月21日(水)
【第28回】
- (1) 平成19年障害者雇用状況報告について
 - (2) 障害者雇用率について
 - (3) 障害者雇用納付金の額等について
 - (4) 今後の障害者雇用対策について検討すべき具体的論点(素案)について
- 11月28日(水)
【第29回】
- 意見書案について
- 12月12日(水)
【第30回】
- 意見書案について
- 12月19日(水)
【第31回】
- 意見書案について(とりまとめ)

参 考 资 料

障害者雇用の状況①（障害者の雇用数）



※ 毎年6月1日現在の企業からの障害者雇用状況報告による(56人以上の規模の企業)

(注)
「障害者の数」は以下の者の合計。

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)

(参考)
5人以上の規模の企業において
雇用される障害者数
約49.6万人
〔平成15年度障害者雇用実態調査による推計〕

障害者雇用の状況②（企業規模別の状況）

